

2020年度の取組予定

1. 要配慮者利用施設における避難計画の作成および避難訓練の実施

取組項目	実施時期	取組機関
・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指し、支援する。	2022.3まで	2市2町 滋賀県
・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況および施設の位置付けの見直しについて、毎年協議会の場において進捗状況を確認する。	順次実施	2市2町 滋賀県

取組方針p. 8

取組の流れ		実施機関
①	平成30年度に実施した避難確保計画作成支援の取組において、課題となった事項を整理し、滋賀県版「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改正する。	滋賀県
②	モデル施設において、避難訓練を実施する。	近江八幡市 滋賀県
③	市町地域防災計画への位置づけについて、協議会(担当者会議)において情報共有。	2市2町 滋賀県

令和2年6月30日時点

市町名	地域防災計画への位置づけ※1	対象施設数	避難確保計画提出状況
近江八幡市	令和2年3月	31※2	5/31
東近江市	平成30年5月24日	267	106/267
日野町	平成30年3月	2	0/2
竜王町	-	28	2/28

※1:市町防災会議は、要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものを市町村地域防災計画において当該洪水浸水想定区域ごとに定めている。

※2:近江八幡市は浸水0.5m未満かつ土地又は建物の嵩上げ、施設2階の有無、台風・水害の恐れがある場合の事業所の臨時的な閉鎖、その他の理由などから、避難確保計画(避難誘導マニュアル)の作成を急がない施設を設定している。

一方、東近江市、竜王町は浸水がある全施設を対象にしている。

2021年度中に対象となる全要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成および避難訓練の実施が目標であり、早期の地域防災計画への位置づけが求められている。

2. 水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用

取組項目	実施時期	取組機関
・洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップの更新、土砂災害警戒区域等の指定に合わせて水害・土砂災害ハザードマップを更新し公表する	2021.3まで	2市2町

取組方針p. 9
p. 1

洪水浸水想定区域図(琵琶湖、日野川、愛知川、宇曾川)や地先の安全度マップから、各市町がハザードマップを作成。

3. 土砂災害危険箇所以外の抽出・基礎調査

取組項目	実施時期	取組機関
・新たに判明した土砂災害リスク箇所について基礎調査を完了し公表する	2020.3まで	滋賀県

取組方針p. 9

取組の流れ	実施機関
① 昨年度基礎調査を完了、公表した241箇所について、2021年3月までに土砂災害警戒区域の指定を完了する	滋賀県

2019年度 基礎調査実施箇所数

市町	調査箇所数
近江八幡市	27
東近江市	86
日野町	99
竜王町	29
合計	241

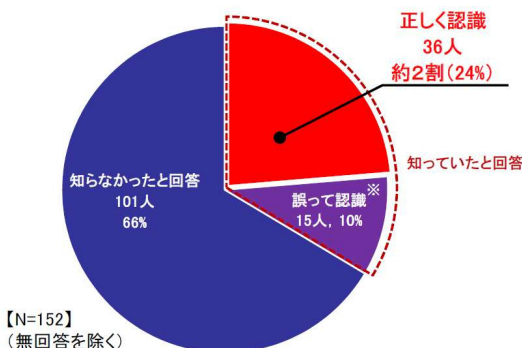
4. 土砂災害リスクの現地表示

取組項目	実施時期	取組機関
・毎年協議会の場において、水害危険性および土砂災害の危険性について情報共有するとともに周知を行う	順次実施	滋賀県

取組方針p. 6

取組の流れ	実施機関
① 土砂災害リスクの高い地区や要配慮者利用施設・避難所の付近にある区域を対象として、土砂災害警戒区域等の標識設置を順次実施する	滋賀県

H30年7月豪雨被災地域における、土砂災害警戒区域の認識状況アンケート調査



自宅が土砂災害警戒区域に含まれると、正しく認識していた人は、**2割**にとどまる

土砂災害警戒区域の現地標識設置イメージ



日頃から住民等に認知される箇所に設置し、認知度を向上

土砂災害警戒情報発表時における円滑かつ迅速な避難の確保を図る

2020年度の取組予定

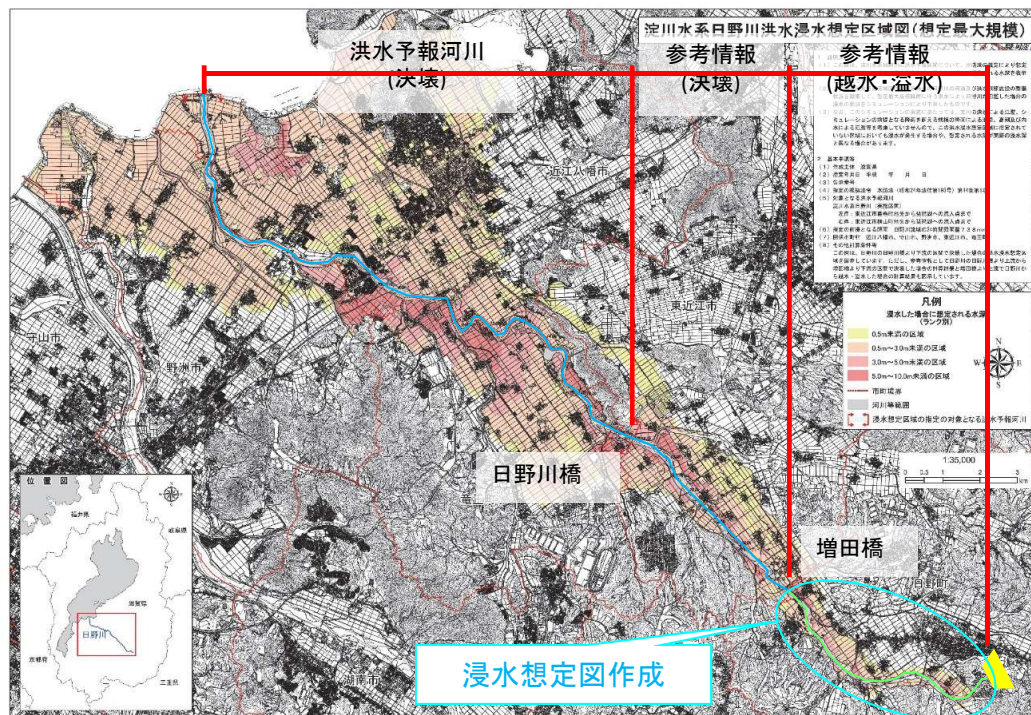
5. 防災施設の機能に関する情報提供の充実

取組項目	実施時期	取組機関
・異常洪水時防災操作に伴い発生する現象の理解を深めるための啓発を実施する。	順次実施	滋賀県

取組方針p.7

○日野川ダム下流河川における浸水想定図の作成

洪水予報河川に指定されていない**日野川ダム下流河川**において、**ダムの施設規模を上回る洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保等を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の浸水想定図を作成する。**



リスク情報の啓発・活用

異常洪水時防災操作を要するような洪水時に
円滑かつ迅速な避難の確保を図る

6. 水害・土砂災害リスクの高い地区における取組

取組項目	実施時期	取組機関
・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり（とどめる対策）の取組を実施する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県
・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり（そなえる対策）の取組を実施する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県

取組方針p.15、p.16

＜重点地区における取組状況と令和2年度取組予定＞

市町名	地区名	取組開始年度	出前講座	図上訓練	まちあるき	避難計画の検討	避難訓練の実施	現状の住まい方の把握	浸水警戒区域 (素案の作成)	水害・土砂災害に強い 地域づくり計画の策定	浸水警戒区域の指定
近江八幡市	下豊浦	R2	R2								
	水荃	済	済	R2							
東近江市	きぬがさ城東	H26	済	済	済	済	済	済	済	済	R2
	きぬがさ中洲	H28	済	済	済	済		済	済	済	R2
	きぬがさ中央	H28	済	済	済	済		済	済	済	R2
	葛巻	H22	済	済	済	済	済	済	R2	R2	
竜王町	弓削	H29	済	済	R2	R2		R2	R2		

7. 重要水防個所の見直し及び水防資機材の確認

取組項目	実施時期	取組機関
・1級河川における重要水防個所について、5ヶ年点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する	2021.6まで	2市2町 滋賀県
・水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する	順次実施	2市2町 滋賀県
・協議会の場において、共同点検の実施状況、水防資機材の状況について確認する	順次実施	2市2町 滋賀県

取組方針p.11

2020年度の取組予定

8. 防災施設の整備等

取組項目	実施時期	取組機関
・「滋賀県河川整備5ヶ年計画(平成31年3月)東近江土木事務所管内(別紙1)」により河川改修を実施する	引き続き実施	滋賀県
・東近江土木事務所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する(愛知川、大同川、日野川、八幡川、佐久良川他)	引き続き実施	滋賀県
・破堤した場合に人命、資産に被害をもたらす可能性のある河川をTランク河川と位置づけ、堤防強化対策を実施する	引き続き実施	滋賀県
・砂防事業実施箇所位置図(別紙2)のより土砂災害防止施設の整備を実施する	引き続き実施	滋賀県

